

告 示

埼玉県議会告示第五号

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年埼玉県条例第五十号）第三十条第二項に規定する保有個人情報の開示を受ける者が負担すべき費用等を次のとおり定め、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月二十四日

埼玉県議会議長 中屋敷 慎 一

- 一 保有個人情報の開示の実施に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。
- 二 開示の実施に係る文書又は図画の写し等の交付部数は、一部とする。
- 三 開示の実施に要する費用は、前納とする。
- 四 議長が文書又は図画の写し等の交付を行った後、当該写し等の交付に係る処分を変更したときは、文書又は図画の写し等の交付を受けた者に対し、新たな費用の負担を求めることなく、当該変更部分について既に行った当該文書又は図画の写し等の交付と同じ方法により作成した文書又は図画の写し等を交付する。

別表

保有個人情報の開示の実施の方法		開示の実施に要する費用の額
一 文書又は図画を複写機により用紙に複写したものの交付	イ 単色刷（A3判、A4判、B4判及びB5判）	一枚につき 十円
	ロ 多色刷（A3判、A4判、B4判及びB5判）	一枚につき 二十円
二 電磁的記録を印刷物として用紙に出力したものの交付	イ 単色刷（A3判、A4判、B4判及びB5判）	一枚につき 十円
	ロ 多色刷（A3判、A4判、B4判及びB5判）	一枚につき 二十円
三 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付	光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生できるもの。）	一枚につき 六十円
四 前三号に掲げる以外の方法で複写し、又は出力したものの交付		当該方法で複写し、又は出力したものの作成に要する費用の額
備考		
<p>1 複写機により用紙に複写をするときは、文書又は図画の写しの用紙の大きさは、当該文書又は図画と同じ大きさとする。ただし、同じ大きさで複写できない場合にあつては適宜分割し、あるいはより大きな大きさに複写し、当該文書又は図画が用紙の両面に情報を有するものである場合にあつては、原則として用紙の両面に複写し、用紙の片面に情報を有するものである場合にあつては、用紙の片面に複写する。</p> <p>2 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写をするときは、ファイルの圧縮、分割又は変換をしない。一つの電磁的記録媒体への複数の電磁的記録の複写は、同一課室に対する請求で、写しの交付日が同じとなる場合に限る。また、電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付を求める者が持参した記録媒体に複写することを認めない。</p> <p>3 第一号ロ及び第二号ロに掲げる文書又は図画の写し等の作成の方法は、議長がその保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画等を複写し、又は出力することができる場合であつて、文書又は図画の写し等の交付を受ける者が希望したときに限り実施する。</p> <p>4 第一号又は第二号に掲げる文書又は図画の写し等の作成の方法で、用紙の両面に複写し、又は出力したものについては、片面につき用紙一枚として写しの作成に要する額を算定する。</p> <p>5 第三号に掲げる電磁的記録の方法は、議長がその保有する処理装置及びプログラムにより当該電磁的記録を複写することができる場合に限り実施する。</p>		